特別養護老人ホームの認可（指定）及び変更等に係る手続きについて

<１>　｢認可申請（届出）｣及び｢指定申請｣について

１　根拠法・規定等

特別養護老人ホームは、老人福祉法及び介護保険法両方の法律に基づく施設です。各法律によって名称も異なり、老人福祉法上は「特別養護老人ホーム」、介護保険法上は「指定介護老人福祉施設」、「指定地域密着型介護老人福祉施設」と名付けられています。そのため、各法律に応じて２種類の事務手続きが必要になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　律　名 | 老　人　福　祉　法 | 介　護　保　険　法 |
| 手続きの内容 | 特別養護老人ホームの認可申請(届出) | 指定介護老人福祉施設に係る指定申請 |
| 根拠規定 | 老人福祉法第１５条第３項（市町設立の場合）第４項（法人設立の場合）老人福祉法施行規則第２条（市町設立の場合）第３条（法人設立の場合） ※市町設立は「設置届」法人設立は「設置認可申請」 | 介護保険法第４８条第１項 介護保険法施行規則第１３４条 |
| 県老人福祉規則第６条第２項 |

２　手続きの流れ

 ・社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の認可（指定）申請の場合

|  |  |
| --- | --- |
|  | 県　所　管　施　設 |
| 老人福祉法上の書類＋介護保険法上の書類（認可申請と指定申請） |
| 事務手続きの流れ |  事 業 者（ 設 置 者 ）  　　　申　請 認可・ 　　　 指定 　　 県民局 又は 県民センター 送　付　　　　　認可証交付・　　　　　　　　指定通知書発行　　　 　　 県 高 齢 政 策 課  |
| 提出様式 | 次頁「提出書類について」を参照願います。 |
|

 ※1　県所管施設以外（政令・中核市）は認可、指定ともに政令・中核市に申請

* 2　社会福祉法人が開設しようとする指定地域密着型介護老人福祉施設（定員２９人以下）に

係る認可申請・指定申請

（指定都市・中核市以外の市町に所在する施設の場合）

**特別養護老人ホームの認可申請→県に申請**

**指定介護老人福祉施設に係る指定申請→（県の認可証受領後に）市町に申請**

（指定都市・中核市所管施設の場合）

**認可・指定共に市に申請**

３　留意事項

　(1) 提出時期　：　事業開始時期の３０日前

※新規指定申請手数料の収入証紙（３０，０００円）を添付すること。

　(2) 提出部数　： ２部

　(3) 提 出 先 ： 別添申請窓口を参照願います。

　(4) 事業開始届：　事業開始後１週間以内に、「事業開始届（様式第１０号（第８条関係））」を

提出 してください。

４　提出書類について

届出が必要な項目は、老人福祉法と介護保険法とでは内容が異なります。

＜設置認可の申請に必要な書類～老人福祉法施行規則第３条に規定された提出書類＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 規則上規定された項目 | 様　式 | 添付書類について |
|  １ | 施設の名称、種類及び所在地 | 様式第６号（第６条関係）「老人ホーム設置届」もしくは、様式第７号（第６条関係）「老人ホーム設置認可申請書」 |  |
|  ２ | 建物の規模及び構造並びに設備の概要 | ・配置図、平面図、立面図、各室別面積表、施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）・設備・備品等一覧表（参考様式５） |
|  ３ | 運営についての重要事項に関する規程（運営規程)※特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の第七条、第三十四条又は第四十五条の規定 | ・運営規程、重要事項説明書、入所契約書及び利用料金表等（運営規程に記載すべき事項）　一　施設の目的及び運営の方針　二　職員の職種、数及び職務の内容　三　入居定員　四　ユニットの数及びユニットごとの入居定員（ユニット型の場合のみ）　五　入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額　六　施設の利用に当たっての留意事項　七　緊急時等における対応方法　八　非常災害対策　九　暴力団排除　十　その他の施設の運営に関する重要事項 |
|  ４ | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | ・参考様式６ |
|  ５ | 職員の勤務の体制及び勤務形態 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式１：ユニット型の場合はユニット毎の配置が分るように記載すること） |
|  ６ | 協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容 | ・協力病院を定めていることが分かる資料（なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ７ | 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 |  | ・職員名簿（参考様式２）・組織図・職員に関する書類の写し（全職員の履歴書、関係職員の資格証、就職承諾書等）・嘱託医契約書の写し(嘱託医とする場合)・調理業務委託契約書の写し（委託する場合） |
|  ８ | 事業開始の予定年月日 |  |
|  ９ | その他の添付書類 | ・関係規則（就業規則・給与規程・経理規程）等・法人の登記事項証明書又は条例 |

＜指定申請に必要な書類～介護保険法施行規則第134条に規定された提出書類＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 規則上規定された項目 | 様　式 | 添付書類について |
|  １ | 施設の名称及び開設の場所 | 第１号様式　「介護保険施設指定（許可）申請書」付表１３　「介護老人福祉施設の指定に係る記載事項」 |  |
|  ２ | 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |
|  ３ | 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 |
|  ４ | 開設者の登記事項証明書又は条例等 |  | ・法人の登記事項証明書又は条例（※１） |
|  ５ | 特別養護老人ホームの認可証等の写し |  |  |
|  ６ | 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 | 参考様式８ |  |
|  ７ | 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要 | 参考様式５（※２） | ・配置図、平面図、立面図、各室別面積表、施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図（公図）・設備・備品等一覧表（参考様式５） |
|  ８ | 入所者数の推定数 | 付表１３ |  |
|  ９ | 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 | 付表１３ |  |
| 10 | 運営規程 | 任意様式（※３） | ・運営規程、重要事項説明書、入所契約書及び利用料金表等 |
| 11 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | 参考様式６（※４） |  |
| 12 | 施設の共用の場合の利用計画 | 参考様式７ |  |
| 13 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 参考様式１（※５） |  |
| 14 | 協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容 | 契約書等任意様式（※６） | ・協力病院を定めていることが分かる資料（なお、協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付すること） |
| 15 | 法第８６条第２項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書） | 参考様式９－２ |  |
| 16 | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 参考様式１０ | ・登録番号の分るもの（介護支援専門員証の写し等） |
| 17 | その他指定に関し必要と認める事項 |  | ・市町意見書（原本）・賠償責任保険証書の写し |

　（※１）～（※６）

　　設置認可の申請で添付している場合は提出不要。

　（参考）運営規程に定めておくべき項目（ユニット型の場合）

 (1)　施設の目的及び運営の方針

 (2) 従業者の職種、数及び職務の内容

 (3)　入居定員

 (4)　ユニットの数及びユニットごとの入居定員

 (5)　入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

 (6)　施設の利用に当たっての留意事項

　　　(7)　緊急時等における対応方法

 (8)　非常時災害対策

　　　(9)　暴力団排除

 (10) その他施設の運営に関する重要事項

1. 変更届について

１　根拠法・規定等

変更届については、各法律上の規定と変更内容に応じて事務手続きが必要になります。

変更内容によっては、介護保険法上では変更届が必要であるのに、老人福祉法上は変更届が必要でない場合があり、どの項目を変更するのか注意する必要があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法　律　名 | **老　人　福　祉　法** | **介　護　保　険　法** |
|
| 手続きの内容 | 特別養護老人ホームの事業変更、廃止、休止、定員減少、定員増加 | 指定介護老人福祉施設の事業変更 |
| 根拠規定 | 老人福祉法第１５条の２第２項第１６条の２（市町設立の場合） の３（法人設立の場合）老人福祉法施行規則　　　　　　第４条第４条の３（市町設立の場合）第５条　　（法人設立の場合） | 介護保険法第89条介護保険法施行規則第135条 |
| 県老人福祉規則第　９条第１１条 |

２　手続きの流れ

|  |  |
| --- | --- |
|  | 県　所　管　施　設 |
| 老人福祉法上の書類＋介護保険法上の書類 |
| 事務手続きの流れ |  　　　 　 事 業 者（ 設 置 者 ）　 　　 　　※1 　 　届出 申請 　認可 　　　　 　　　　　受理 　 　 県民局 又は 県民センター  　　　　　　送付 認可証 送付 　 　　　　　　交付 　　　 　　　県 高 齢 政 策 課　　  　　　 → 変更手続き |
| 様式 | 次項「提出書類について」を参照願います。 |

 　※1　法人設立の特養にかかる廃止、休止若しくは入所定員の減少または入所定員の増加のみ認可、それ以外は届出事項。

３　留意事項

　(1)　提出時期　：　下記「４　提出書類について」を参照願います。

　(2)　提出部数　：　２部

　(3)　提 出 先　：　別添申請窓口を参照願います。

４　提出書類について

　＜老人福祉法上の変更届等＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 規則上規定された項目 | 様式 | 提出書類 |
| １ | 施設の名称及び所在地 | 様式第１３号(第９条関係) | ※　事前提出（変更予定日までに提出願います。）※　変更内容が明確に分かる資料を添付してください。 |
| ２ | 建物の規模及び構造並びに設備の概要 | 様式第１３号(第９条関係) | ※　事前提出（変更予定日までに提出願います。）※　変更内容が明確に分かる資料を 添付してください。 |
| ３ | 施設の運営の方針 |
| ４ | 特別養護老人ホームの廃止・休止・入所定員の増加又は減少 | ・様式第１３号（第９条関係）・様式第１６号又は第１７号 | ※　設置者が市町の場合　　 → 様式第１６号※　設置者が法人の場合　　 → 様式第１７号※　変更予定日の３０日前までに提出 |

＜介護保険法上の変更届＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 介護保険法施行規則上規定された項目 | 様式 | 提出書類 |
| １ | 施設の名称及び所在地（開設の場所） | 第３号様式(第４条関係) | ※　別添変更届等必要添付書類一覧を参照してください。※　変更があってから１０日以内に提出してください。※　変更内容が明確に分かる資料を添付してください。※　開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付すること。 |
| ２ | 申請者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |
| ３ | 申請者（開設者）の登記事項証明書又は条例等 |
| ４ | 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要 |
| ５ | 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする）並びに設備の概要 |
| ６ | 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 |
| ７ | 運営規程【変更事項が以下の①または②のいずれかの場合】①従業者の職種、員数及び職務の内容②入所定員／入院患者の定員 |
| 運営規程【変更事項が上記の①・②以外の場合】 |
| ８ | 協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関がある場合は、それを含む） |
| ９ | 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 |
|  | その他必要に応じた書類 |